政　令

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十一号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第六号）附則ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和四年一月一日とする。

外務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　岸田　文雄

民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十二号

民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

民法等の一部を改正する法律の施行期日は令和五年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十三号

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行期日は、令和五年四月二十七日とする。

法務大臣　古川　禎久
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　金子原二郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

会社法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十四号

会社法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和四年九月一日とする。

法務大臣　古川　禎久
内閣総理大臣　岸田　文雄

警察庁組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十五号

警察庁組織令等の一部を改正する政令

内閣は、民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第五条第一項及び第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（警察庁組織令の一部改正）

第一条　警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第九号中「未成年者喫煙禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」に、「未成年者飲酒禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に改める。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされた未成年者（外国人を除く。）にあっては、戸籍の謄本又は抄本」を削り、同号ハ中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。